今月の一品　平成 28 年 4 月

師範生徒(しはんせいと)等養成費用徴収関係文書

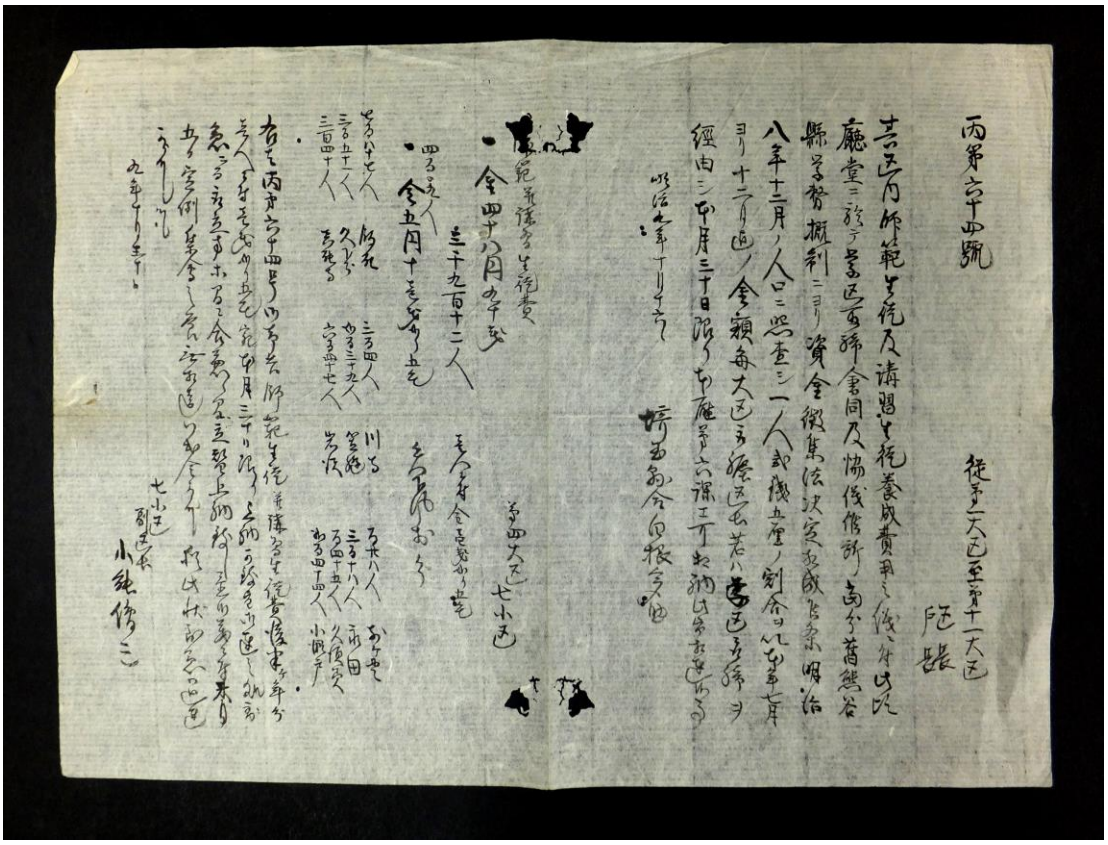

(中村正夫家№.1313)

これは、師範生徒等の養成費の徴収に関わる文書です。右側には徴収について埼玉県から各大区へ出された布達が書写され、左側にはそれに対する地域の対応が記されています。このときは急な命令であったため、矢颪村では 409 人分の養成費 5 円余を副区長が立て替え、村民からの徴収は後から行いました。

※師範生徒とは埼玉県立学校師範学科の生徒のことをいい、成績優等な生徒は教師になることを条件に学費(養成費)が県費から賄われた。